医療施設運営費等補助金（治験拠点病院活性化事業）	24,935	—	—	—	—	24,935	
医療施設耐震化臨時特例事業費補助金	3,155	3,155	—	—	—	—	
新人看護職員研修事業補助金	1,282	—	—	—	—	1,282	
事業所内保育施設設置・運営等助成金	8,796	—	—	—	—	8,796	
大学改革推進等補助金（大学教育・学生支援推進事業）	21,850	—	184	—	—	21,665	
大学改革推進等補助金（静岡周産期医師長期支援プログラム）	34,930	—	2,516	—	—	32,413	
大学改革推進等補助金（大学病院業務改善推進事業）	20,000	—	—	—	—	20,000	
国立大学法人設備整備費補助金（平成21年度第２号補正）	14,156	—	11,272	—	—	2,883	
国立大学法人設備整備費補助金（平成22年度第１号補正）	6,658	—	5,083	—	—	1,575	
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	25,947	—	—	—	—	25,947	
結核健康診断費補助金	119	—	—	—	—	119	
合計	186,997	3,155	19,057	—	—	164,785	

⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(64,566) 64,566	5	(—) —	—
	非常勤	(—) 5,660	2	(—) —	—
	計	(64,566) 70,227	7	(—) —	—
教職員	常勤	(5,526,342) 6,578,839	1,058	(316,427) 329,653	55
	非常勤	(—) 1,318,785	638	(—) 7,051	45
	計	(5,526,342) 7,897,624	1,696	(316,427) 336,705	100
合計	常勤	(5,590,909) 6,643,406	1,063	(316,427) 329,653	55
	非常勤	(—) 1,324,446	640	(—) 7,051	45
	計	(5,590,909) 7,967,852	1,703	(316,427) 336,705	100

㈱１．役員に対する報酬等の基準及び教職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、国立大学法人浜松医科大学役員給与規程、国立大学法人浜松医科大学職員給与規程、国立大学法人浜松医科大学役員退職手当規程及び国立大学法人浜松医科大学職員退職手当規程に基づいております。

２．報酬又は給与の支給額には法定福利費、賞与引当金繰入及び退職給付引当金繰入は含んでおりません。

３．支給人員数については、年間平均支給人員数を記載しております。

４．（　）内は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を内数にて記載しております。

５．人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下、「ガイドライン」という。）によっております。

・常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであります。

・非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことであります。